

石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)

都市計画新蛇田南地区計画を次のとおり変更する。

名 称	新蛇田南地区計画	
位 置	石巻市蛇田字上前沼の全部 石巻市蛇田字新沼田、同字新大塚、同字新西前沼、同字新東前沼、同字下前沼、門脇字青葉西及び同字一番谷地の各一部	
面 積	約27.4ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、石巻市の中心市街地より西へ約4kmの市街地縁辺部に位置し、地区の北側は都市計画道路3・4・37本蛇田線（市道：新沼田4号線）、東側は市道二番谷地菰継線、南側はJR仙石線（石巻あゆみ野新駅）、西側は東松島市との行政界に囲まれている。東日本大震災により移転を余儀なくなされた市民の集団移転先として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的に整備される。</p> <p>このため、本地区の地区計画を変更し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主に住宅地として計画する。</li> <li>2 都市計画道路3・4・37本蛇田線（市道：新沼田4号線）、市道二番谷地菰継線、区画道路18-1号線及び公共広場沿いは、沿道業務用地を計画する。</li> </ol>
	地区施設の整備の方針	<p>土地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 低層住宅地区Aにおいては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>2 低層住宅地区B,Cにおいては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>3 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>4 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。</li> </ol>

	地区の	地区の名称	低層住宅地区A
	区分	地区の面積	約12.0ha
地区 建築物等 の 制限 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。  (1) 一戸建ての住宅 (2) 共同住宅、長屋(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅であるものに限る。) (3) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) (4) 集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る) (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度(容積率)	8/10 (ただし、第一種住居地域に限る。)	
	建築物の敷地面積の最低限度	195㎡ (ただし、巡査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く。)	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。  1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m  ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。 A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの  (ただし、第一種住居地域に限る。)	
	建築物等の高さの最高限度	10m (ただし、第一種住居地域に限る。)	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。  屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。	

	地区の	地区の名称	低層住宅地区B
	区分	地区の面積	約2.0ha
地区整備に 関する 画 事 項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満)</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の2各号で定めるもの(床面積の合計が150㎡以下かつ2階以下)</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>195㎡</p> <p>(ただし、巡査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く。)</p>	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>	
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p>	

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	地区の名称	低層住宅地区C
		地区の面積	約4.6ha
	建築物等 の 制 限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) (4) 学校(大学、高等専門学校、専修学校等を除く)、図書館その他これらに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 診療所 (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (8) 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)
	関 する 事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。	

	地区の	地区の名称	沿道業務地区
	区分	地区の面積	約4.4ha
地 区 の 整 備 に 関 す る 事 項	建 築 物 等 の 制 限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 1階部分を兼用住宅の住宅に供する部分、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの(ただし、これら用途の出入口ホール及び階段等の部分は除く) (2) 一戸建ての住宅の用途に供するものでその敷地が、都市計画道路3・4・37矢本蛇田線(市道新沼田4号線)、市道二番谷地菰継線、区画道路18-1号線及び公共広場に接するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設ものうち建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの (5) 学校、図書館その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 自動車教習所 (8) 自動車車庫(附属車庫を除く) (9) 畜舎(15㎡以下の附属畜舎を除く)
		建築物の敷地面積の最低限度	195㎡ (ただし、一戸建ての住宅に限る)
		壁面の位置の制限	①建築物(一戸建ての住宅を含む)の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m  ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。 A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの  ②一戸建ての住宅の1階部分の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、各号に掲げる数値以上とする。 1) 都市計画道路3・4・37矢本蛇田線境界線(市道新沼田4号線)及び市道二番谷地菰継線 20m 2) 区画道路18-1号線境界線及び公共広場境界線 16m
		建築物等の高さの最高限度	20m
画	事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。  屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。  店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。

地 区 整 備 計 画	地区の 区 分	地区の名称	復興公営住宅地区
		地区の面積	約4.4ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅、長屋 (2) 集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る) (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く)	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度(容積率)	10/10	
	建築物等の高さの最高限度	20m	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

本地区の市街化区域編入及び用途地域の指定に伴い、現在地区計画を定めている区域について、用途地域との整合を図り、適正な土地利用を誘導し良好な市街地の形成を目指すため地区計画を変更するものである。

## 字 名 一 覧 表

都市計画新蛇田南地区計画の土地の区域

市町村名	大字名	字 名	全部・一部の別	備 考
石巻市	蛇 田	上前沼	全 部	
		新沼田	一 部	
		新大塚	一 部	
		新西前沼	一 部	
		新東前沼	一 部	
	下前沼	一 部		
	門脇	青葉西	一 部	
	一番谷地	一 部		

低層住宅地区Aの土地の区域

市町村名	大字名	字 名	全部・一部の別	備 考
石巻市	蛇 田	上前沼	一 部	
		新西前沼	一 部	
	門脇	青葉西	一 部	
		一番谷地	一 部	

低層住宅地区Bの土地の区域

市町村名	大字名	字 名	全部・一部の別	備 考
石巻市	蛇 田	新西前沼	一 部	

低層住宅地区Cの土地の区域

市町村名	大字名	字 名	全部・一部の別	備 考
石巻市	蛇 田	上前沼	一 部	
		新西前沼	一 部	
		新東前沼	一 部	

沿道業務地区の土地の区域

市町村名	大字名	字 名	全部・一部の別	備 考
石巻市	蛇 田	新沼田	一 部	
		新大塚	一 部	
		新西前沼	一 部	
		新東前沼	一 部	
	門脇	青葉西	一 部	
		一番谷地	一 部	

復興公営住宅地区の土地の区域

市町村名	大字名	字 名	全部・一部の別	備 考
石巻市	蛇 田	新沼田	一 部	
		新西前沼	一 部	
		下前沼	一 部	
	門脇	一番谷地	一 部	

地区整備計画区域		低層住宅地区A			低層住宅地区B	低層住宅地区C		沿道業務地区	復興公営住宅地区	
用途地域		第一種低層住居 専用地域	第二種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第二種低層住居 専用地域	第一種低層住居 専用地域	第二種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	
建築物の例示										
住 宅 等	戸建住宅	○	○	○	○	○	○	2階以上(ただし、指定の道路等に接しない敷地は、○)★	○★	
	共同住宅	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅であるものに限る。	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅であるものに限る。	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅であるものに限る。	○★	○	○	2階以上★	○	
	寄宿舎、下宿	○★	○★	○★	○★	○	○	2階以上★	○★	
	兼用住宅で、非住宅部分が、50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	2階以上★	○★	
店 舗 等	店舗等の床面積が	150㎡以下のもの	2階以下(令130の5の2)★	○★	2階以下(令130の5の2)		2階以下(令130の5の2)★	○	○★	
		150㎡を超え、500㎡以下のもの		○★				○	○★	
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○★				○	○★	
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○★				○	○★	
		3,000㎡を超えるもの								
事 務 所 等	事務所等の床面積が	150㎡以下のもの		○★				○	○★	
		150㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○★				○	○★	
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○★				○	○★	
		3,000㎡を超えるもの								
ホテル、旅館			3,000㎡以下★					3,000㎡以下★	3,000㎡以下★	
遊 戯 施 設 等	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等			3,000㎡以下★				3,000㎡以下★	3,000㎡以下★	
	カラオケボックス等									
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売場等									
公 共 施 設 等	劇場、映画館、演芸場、観覧場			展示場(3,000㎡以下)★				展示場(3,000㎡以下)	展示場(3,000㎡以下)★	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									
公 共 施 設 等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○★	○★	○★	○★	○	○	○★	○★	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○★				○★	○★	
	図書館等	集会所★	集会所★	集会所★	○★	○	○	○★	集会所★	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	令130の4	令130の4	令130の4★	令130の4	令130の4	令130の4	○	令130の4★	
	神社、寺院、教会等	○★	○★	○★	○★	○★	○★	○	○★	
	病院			○★				○	○★	
	診療所、保育所	○★	○★	○★	○	○	○	○	○★	
	公衆浴場	○★	○★	○★	○★	○★	○★	○★	○★	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○★	○★	○★	○	○	○	○	○★	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	600㎡以下★	600㎡以下★	○★	600㎡以下★	600㎡以下	600㎡以下	○	○★	
自動車教習所			3,000㎡以下★				3,000㎡以下★	3,000㎡以下★		
工 場 倉 庫 等	単独車庫(附風車庫を除く)			300㎡かつ2階以下★				300㎡かつ2階以下★	300㎡かつ2階以下★	
	建築物附属自動車庫	600㎡かつ1階以下(令130の5)	600㎡かつ1階以下(令130の5)	3,000㎡かつ2階以下(令130の5)★	600㎡かつ1階以下(令130の5)	600㎡かつ1階以下(令130の5)	600㎡かつ1階以下(令130の5)	2階以下(令130の7の2)	3,000㎡かつ2階以下(令130の5の5)★	
	倉庫業倉庫									
	番舎(15㎡を超えるもの)			3,000㎡以下★				3,000㎡以下★	3,000㎡以下★	
	バン屋、米屋、自転車店等で作業場が50㎡以下のもの		2階以下(令130の5の2)★	○★	2階以下(令130の5の2)		2階以下(令130の5の2)★	○	○★	
	危険性や環境を悪化させるおそれが	非常に少ない工場			作業場床面積50㎡以下				作業場床面積50㎡以下	作業場床面積50㎡以下★
		少ない工場								
	危険性が大きいおそれが	やや多い工場								
		危険性が大きいおそれが著しく環境を悪化させるおそれがある工場								
	自動車修理工場			50㎡以下★				50㎡以下	50㎡以下★	
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が	非常に少ない施設			3,000㎡以下★				3,000㎡以下	3,000㎡以下★	
	少ない施設									
	やや多い施設									
多い施設										

- 建てられる用途
- 建てられない用途
- ★ 地区計画による規制



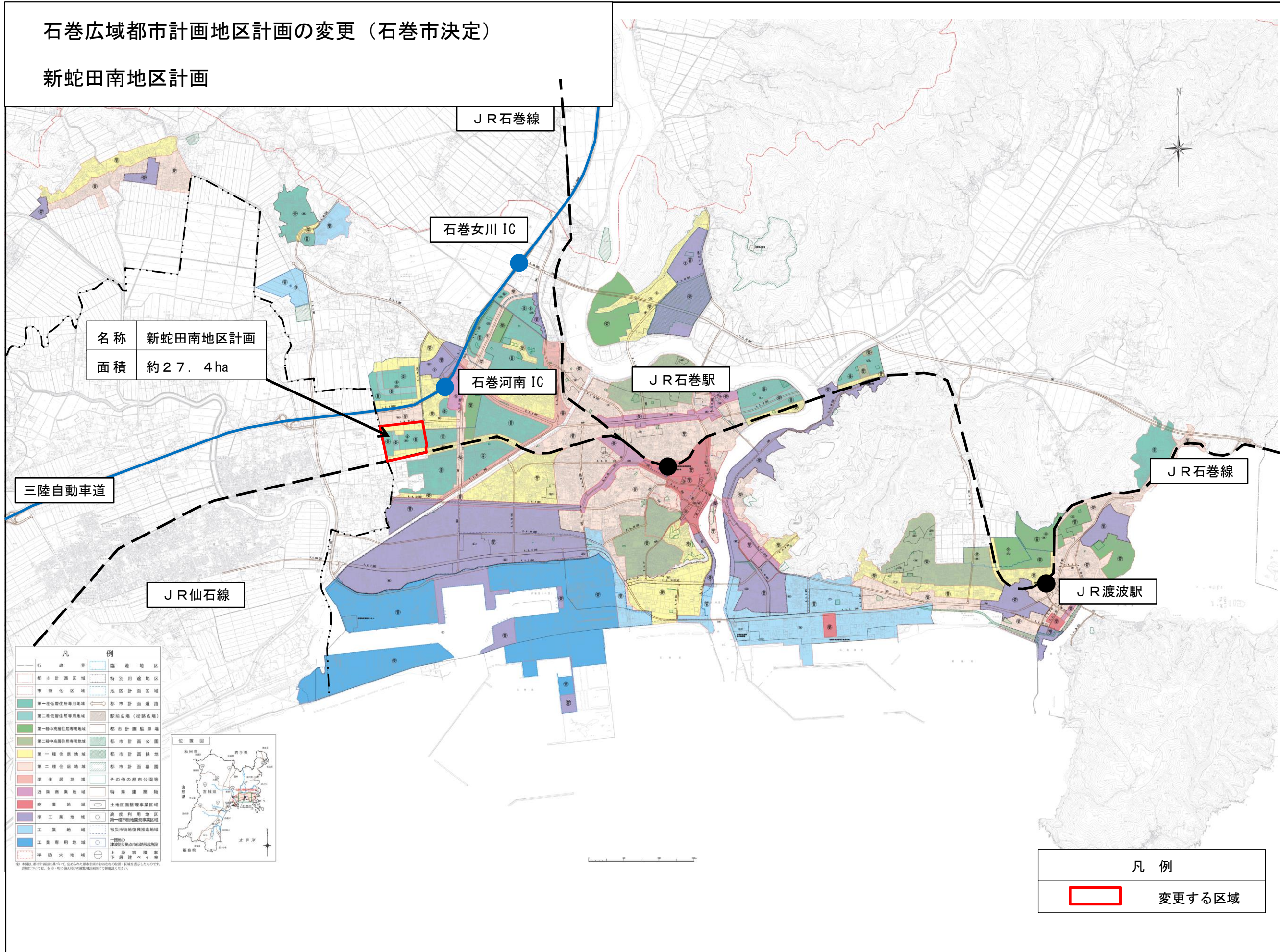
新蛇田南地区計画 地区整備計画

1 地区の区分	低層住宅地区A 約12.0ha	低層住宅地区B 約2.0ha	低層住宅地区C 約4.6ha	沿道業務地区 約4.4ha	復興公営住宅地区 約4.4ha
用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種住居地域	第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域
2 用途の制限	<p>●建築できるもの</p> <p>①一戸建ての住宅</p> <p>②共同住宅、長屋(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅であるものに限る。)</p> <p>③一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満)</p> <p>④集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る)</p> <p>⑤巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>⑥前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p> <p>※復興住宅の建築計画があるため変更</p>	<p>●建築できるもの</p> <p>①一戸建ての住宅</p> <p>②一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満)</p> <p>③店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の2各号で定めるもの(床面積の合計が150㎡以下かつ2階以下)</p> <p>④巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>⑤診療所</p> <p>⑥老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>⑦前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p> <p>※二低層と同等の制限のため削除</p>	<p>●建築できるもの</p> <p>①一戸建ての住宅</p> <p>②共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>③一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満)</p> <p>④学校(大学、高等専門学校、専修学校等を除く)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>⑤巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>⑥診療所</p> <p>⑦老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>⑧前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)</p> <p>※一低層と同等の制限のため削除</p>	<p>●建築できないもの</p> <p>①1階部分を兼用住宅の住宅に供する部分、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの(ただし、これら用途の出入口ホール及び階段等の部分は除く)</p> <p>②一戸建ての住宅の用途に供するものでその敷地が、都市計画道路3・4・37矢本蛇田線(市道新沼田4号線)、市道二番谷地菰継線、区画道路18-1号線及び公共広場に接するもの</p> <p>③ホテル又は旅館</p> <p>④ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設ものうち建築基準法施行令第130条の6の2で定めるもの</p> <p>⑤学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>⑥公衆浴場</p> <p>⑦自動車教習所</p> <p>⑧自動車庫庫(附属車庫を除く)</p> <p>⑨畜舎(15㎡以下の附属畜舎を除く)</p> <p>※用途地域と整合を図るため変更</p>	<p>●建築できるもの</p> <p>①共同住宅、長屋</p> <p>②集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る)</p> <p>③巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>④前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く)</p> <p>100%</p>
2 容積率の最高限度	80% (ただし、第一種住居地域に限る。) ※用途地域が二つにまたがっているため残す	80% ※二低層と同等の制限のため削除	80% ※一低層と同等の制限のため削除	-	100%
3 建ぺい率の最高限度	-	-	-	-	-
4 敷地面積の最低限度	195㎡ (ただし、巡査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く。)	-	-	195㎡ (ただし、一戸建ての住宅に限る)	-
5 壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 道路境界線 1m</p> <p>2) その他隣地境界線 1m</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの</p> <p>(ただし、第一種住居地域に限る。)</p> <p>※用途地域が二つにまたがっているため残す</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 道路境界線 1m</p> <p>2) その他隣地境界線 1m</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの</p> <p>※二低層と同等の制限のため削除</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 道路境界線 1m</p> <p>2) その他隣地境界線 1m</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの</p> <p>※一低層と同等の制限のため削除</p>	<p>①建築物(一戸建ての住宅を含む)の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 道路境界線 1m</p> <p>2) その他隣地境界線 1m</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>A) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの</p> <p>②一戸建ての住宅の1階部分の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、各号に掲げる数値以上とする。</p> <p>1) 都市計画道路3・4・37矢本蛇田線境界線(市道新沼田4号線)及び市道二番谷地菰継線 20m</p> <p>2) 区画道路18-1号線境界線及び公共広場境界線 16m</p>	-
6 高さの最高限度	10m (ただし、第一種住居地域に限る。) ※用途地域が二つにまたがっているため残す	10m ※二低層と同等の制限のため削除	10m ※一低層と同等の制限のため削除	20m	-
7 形態又は意匠の制限	<p>① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。</p> <p>② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>				-
8 かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。</p> <p>また、沿道業務地区については、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。</p>				-

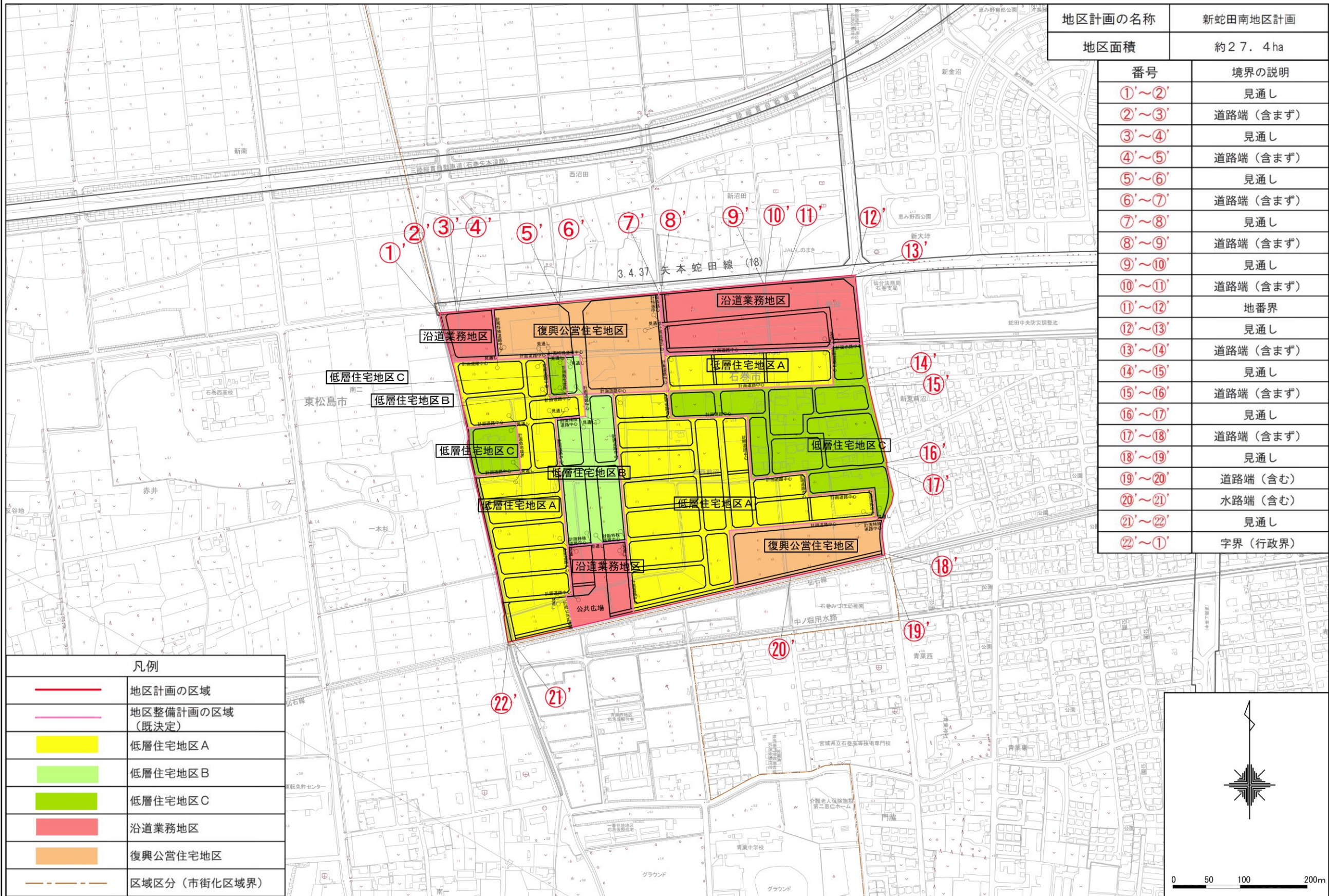
建築物等の制限に関する事項

石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）  
新蛇田南地区計画

総括図



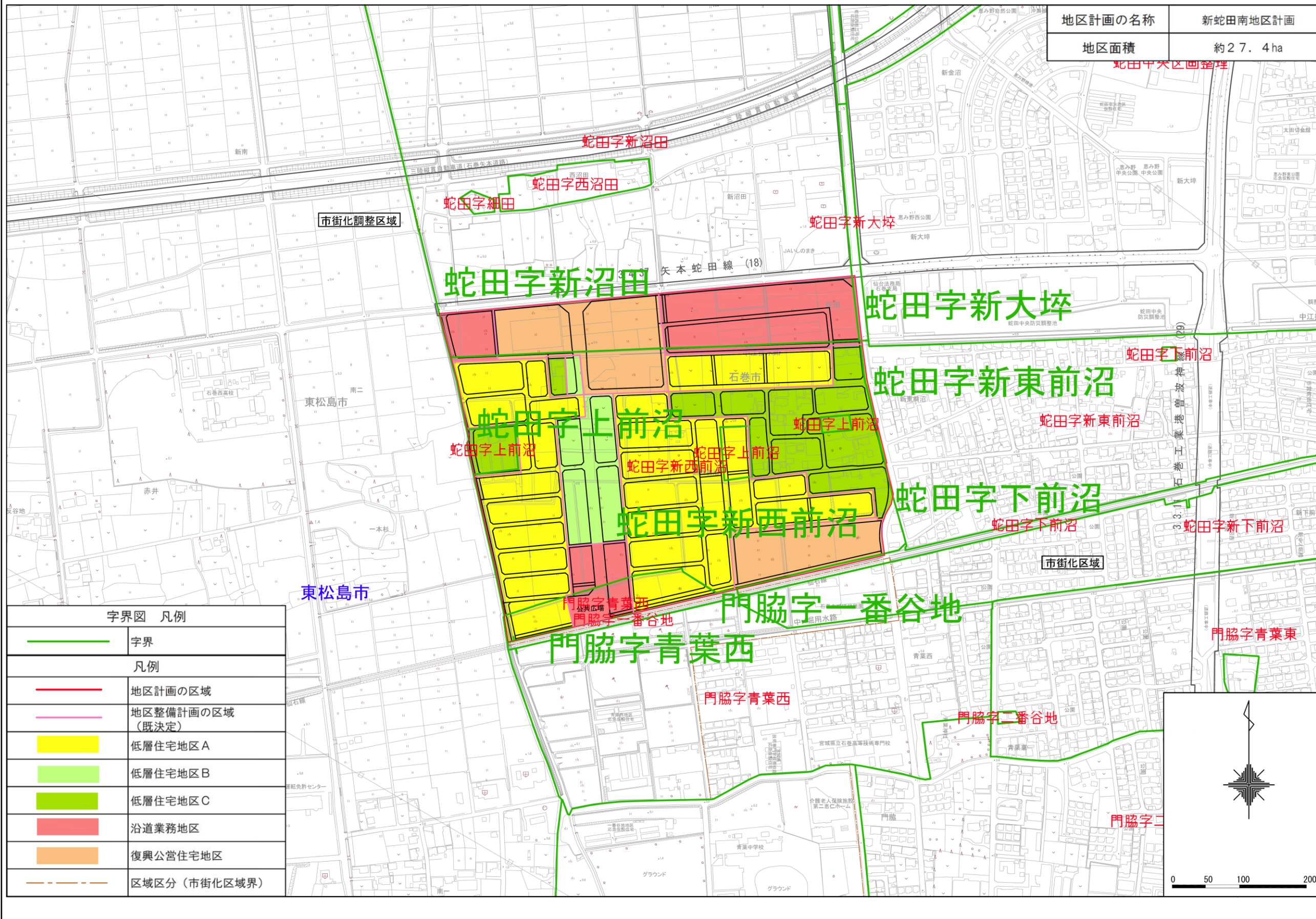
石巻広域都市計画 地区計画の変更（石巻市決定） 新蛇田南地区計画 計画図



石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）  
新蛇田南地区計画

計画図

石巻広域都市計画 地区計画の変更（石巻市決定） 新蛇田南地区計画 字界図



石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）  
新蛇田南地区計画 字界図【参考】